

○ 公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和8年3月2日付で公示した随時技能検定の実施について、その一部を次のとおり変更（追加）して公示する。

令和8年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職	種	等級
さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、印刷、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上り施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び鋼橋塗装に係るものに限る。）及び工業包装		2 級
さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、 <u>帆布製品製造</u> 、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形及びブロー成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上り施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装		3 級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎級
--	-----

注 1 2 級の試験については、当該職種に係る 3 級の実技試験に合格した者に限り受けることができる。

2 3 級の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 57 号）第 1 条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第 61 条に掲げる基礎 1 級若しくは基礎 2 級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の 30 日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市大可賀 2 丁目 1-28 アイテムえひめ内

愛媛県職業能力開発協会